

中京大学社会科学研究所規程

(名称)

第一条 中京大学に社会科学研究所（以下「研究所」という。）を置く。

(目的)

第二条 研究所は、社会科学及び隣接諸科学における各分野の枠にとらわれず、相異なる専門分野の研究者間の共同研究並びに個別研究を推進し、もって新たな社会科学の創造と発展に寄与するとともに地域社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第三条 研究所は、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 個別研究
- (2) 特定課題に基づく共同研究
- (3) 研究例会
- (4) 紀要の発行
- (5) 研究叢書の刊行
- (6) 講演会・講習会等の開催
- (7) 関連資料の収集・整備

(8) その他前条に規定する目的を遂行するために必要な事

項

(組織)

第四条 研究所に所長一名を置く。

- 二 所長を補佐するため副所長一名を置くことができる。
- 三 研究所の最高議決機関として研究員総会を置く。
- 四 研究所に附属研究センターを置くことができる。

(所長)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究員総会の議長となり、所務を統轄する。

- 二 所長は、中京大学専任教授である研究員の中から研究員総会において選出され、学長によって任命される。
- 三 所長の任期は三年とする。ただし、再任は妨げない。
- 四 副所長は、所長の指名により選出される。
- 五 副所長の任期は、所長の任期に準ずる。

(運営委員会)

第六条 研究所の運営に資するため、運営委員会を設ける。

- 二 運営委員会は、次の者をもって構成する。

(1) 所長

- (2) 副所長
 - (3) 大学附置研究所委員会委員
 - (4) 編集委員長
 - (5) 選書委員長
 - (6) 各研究部会部会長
 - (7) 研究センター長
 - (8) 各研究プロジェクト長
 - (9) 書記
 - (10) その他運営委員会が必要と認めたる者
- 三 運営委員長は、運営委員の互選により選出し、任期は三年とする。ただし、再任を妨げない。
- 四 運営委員の任期は三年とする。ただし、再任を妨げない。
- (研究員総会)
- 第七条 研究員総会は、研究所の組織及び運営に関する重要事項並びに研究活動に必要な事項を審議決定する。
- 二 前項の目的を達成するために、研究員総会を毎年二月及び四月に招集する。ただし、必要に応じて臨時会議を招集することができる。
- 三 研究員総会は、すべての研究員をもって構成される。
- 四 研究員総会は、所長によって招集され、全研究員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数によるものとする。可否同数のときは議長が決する。

- (研究所構成員)
- 第八条 研究所に次の者を置く。
- (1) 研究員
 - (2) 特任研究員
 - (3) 特別研究員
 - (4) 客員研究員
- (研究員)
- 第九条 中京大学の専任教育職員を研究員とする。
- 二 前項の者は、所長に申し出て、研究員総会の議を経て、学長によって任命される。
- 三 任期は、四月一日から翌々年三月三十一日までの二年間とする。ただし、再任を妨げない。
- 四 前項の規定にかかわらず、研究員総会が適当と認めるときは、任期を四月一日から翌年の三月三十一日までの一年間と定めることができる。
- (特任研究員・特別研究員・客員研究員)
- 第一〇条 研究所の研究活動を進めるために、研究員総会が適当と認めたる者を次の各研究員とすることができる。なお、その任用基準などについては別に定める。
- (1) 研究員以外で研究所が行う研究活動に携わる者を特任研究員とする。
 - (2) 研究所が行う研究活動を補助する者を特別研究員とする。

る。

(3) 外国人研究者で研究所が招聘した者を客員研究員とする。

二 前項の各研究員は、学長によって、任命される。

三 本条第一項の研究員の任期については、別に定める。

(名誉所長・名誉所員)

第一条 研究所は、所長ないし研究員として在職中研究所の発展に多大の寄与をなした者に、名誉所長ないし名誉所員の称号を授与することができる。

(事務職員)

第二条 事務職員は庶務・会計・出版・資料収集・整理・研究補助のほか、研究所の事業に必要な事務を処理する。

(会計年度)

第三条 研究所の会計年度は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(経費)

第四条 研究所の経費は、大学の経常費及び外部からの寄附金・助成金並びにその他の収入をもって充てる。

(予算)

第五条 所長は、大学予算編成時に研究所の次年度の事業の計画書及び収支の予算案を作成し、研究員総会及び大学附置研究所委員会の議を経て、理事会に提出しなければならない

ない。

(決算)

第六条 所長は、四月末日までに前年度の事業の報告書及び収支の決算書を作成し、研究員総会及び大学附置研究所委員会議を経て、理事会に提出しなければならない。

(細則への委任)

第十七条 この規程の実施について必要な事項は、別に細則をもつて定める。

(規程の改廃)

第十八条 この規程の改廃は、研究員総会の発議により大学附置研究所委員会に諮って、協議会が行う。

附 則

この規程は、一九七九年六月二十四日から施行する。

附 則

この規程は、一九八一年一〇月一五日から施行する。

附 則

この規程は、一九九四年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、一九九六年二月八日から施行する。

附 則

この規程は、二〇〇五年四月一日から施行する。

附 則

この規程は、二〇〇八年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、二〇〇九年一月一日から施行する。

附 則

この規程は、二〇一〇年四月一日から施行する。

中京大学社会科学研究所規程施行細則

(共同研究)

第一条 研究所の研究員は、共同研究のテーマを設定し研究集団を組織することができる。

二 前項のテーマを設定した者は、共同研究計画書を作成し、研究員総会の承認を得るものとする。

三 計画書の様式は、別に定める。

(研究例会)

第二条 研究例会は、原則として毎月一回開催する。ただし、八月は休会とする。

(紀要)

第三条 紀要は、「社会科学研究」とし、原則として年二回発行する。

二 紀要の編集には、研究員総会から選出された若干名の編集委員が当たる。

三 紀要は関係者並びに関係する研究機関などに配布し、部数は各一部とする。

四 抜刷は一〇〇部まで無料とし、これを超えるものについては、実費を支払うものとする。

(研究叢書)

第四条 研究上高度の必要性がある場合には、研究叢書を発行する。

二 研究叢書の発行は、研究員総会の承認を得て行う。
(学術講演会及び講習会)

第五条 学術講演会は、原則として年一回開催する。

二 講習会は、必要に応じて開催する。

(関連資料)

第六条 資料の収集に要する費用は、予算化する。

二 資料の貸出しについては、本学図書館規程に準ずる。

(名誉所長・名誉所員)

第七条 名誉所長ないし名誉所員の研究所並びに資料の利用については、研究員に準ずる。

(研究員)

第八条 研究員は、研究所の主催するすべての事業に参加し、研究所並びに資料を自由に利用することができる。

二 研究員の任期更新の手続きは、二〇〇九年度より二年ごとに行う。

(特任研究員)

第九条 特任研究員は、研究所が行う研究事業に従事しなければ

ばならない。

二 特任研究員は、研究所の主催するすべての事業に参加することができる。

三 特任研究員は、研究部会長若しくは研究プロジェクト長又は研究員の推薦書と研究業績等を記録した書類並びに研究業績を示す必要資料を提出し、運営委員会の議を経て研究員総会において決定する。

四 特任研究員の研究所の利用については、第八条を準用する。

五 特任研究員の任期は二年とし再任を妨げない。但し、任期中であっても、研究事業の都合により研究員総会の議を経て解任することができる。

(特別研究員)

第一〇条 特別研究員は、研究所の指示に従い研究事業に従事しなければならない。

二 特別研究員は、研究所の主催するすべての事業に参加することができる。

三 特別研究員は、研究部会長若しくは研究プロジェクト長又は研究員の推薦書と研究業績等を記録した書類並びに研究業績を示す必要資料を提出し、運営委員会の議を経て研究員総会において決定する。

四 特別研究員の研究所の利用については、第八条を準用す

る。

五 特別研究員の任期は二年とし、任用期間は最大六年とする。但し、任期中であっても、研究事業の都合により研究員総会の議を経て解任することができる。

(客員研究員)

第一一条 客員研究員は、運営委員会の議を経て研究員総会において決定する。

二 客員研究員の研究所の利用については、第八条を準用する。

三 客員研究員の任期は、招聘期間とする。

(研究所の利用)

第二二条 研究所構成員以外の本学の専任教職員、大学院学生、学部学生等は、所長の許可を得て研究所並びに資料を利用することができる。

二 本学の非常勤講師、客員教授、客員研究員は専任教職員に準ずる。

(予算)

第二三条 予算原案の作成には、所長及び運営委員長が当たる。

(決算)

第二四条 決算書の作成には、所長及び運営委員長が当たる。

二 監査は、研究員総会から選出された監査委員二名が当たる。

附 則

この施行細則は、一九八〇年二月一四日から施行する。

附 則

この施行細則は、一九九六年二月八日から施行する。

附 則

この施行細則は、二〇〇五年四月一日から施行する。

附 則

この施行細則は、二〇〇九年一月一日から施行する。

附 則

この施行細則は、二〇〇九年六月三日から施行する。

附 則

この施行細則は、二〇〇九年一月一四日から施行する。

中京大学社会科学研究所附属台湾史研究センター運営規則

第一条 中京大学社会科学研究所規程第四条第四項に基づき、研究所附属研究機関として台湾史研究センターを設置し、ここにその運営規則を定める。

第二条 本研究センターは、本研究所が行っている台湾史研究の成果を広く公開し、台湾史研究の基盤を整備し、以て台湾史研究の発展に寄与することを目的とする。

第三条 本研究センターは、前条の目的を遂行するために、次の事業を行う。

- (1) 台湾総督府文書目録の編纂
- (2) 台湾総督府文書目録のデータベースの構築と管理
- (3) 台湾史に関する史料の収集と編纂及び刊行
- (4) 台湾史研究の成果の提供
- (5) 台湾史研究の人材育成及び研究支援活動
- (6) その他必要な事項

第四条 本研究センターにセンター長一名を置き、その職務は当面台湾研究部会長が兼務する。

二 本研究センターに顧問を置き、名誉職とする。

第五条 本研究センターの運営は、当面台湾研究部会が担当する。

第六条 本研究センターの運営については、基本的方針などは研究所の研究員総会又は運営委員会において決定し、細部は研究センター運営会議で決定される。

第七条 本規則の改廃は、研究員総会においてなされる。

第八条 本規則は、二〇〇八年一月一日より施行する。

本規則は、二〇〇九年一月一日より施行する。

本規則は、二〇〇九年四月二日より施行する。